

## 任期付採用制度に関する意見

多様化する行政需要に対して、適時適切に人材を供給するため、時限的な業務量の変化などにも柔軟に対応できる多様な採用チャネルを備えておく必要がある。そのためには、現在、専門性が求められる職に限定している任期付採用制度の活用範囲の拡大が不可欠となる。

このことから、任命権者においては、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（以下「任期付職員法」という。）」第4条に基づく新たな任期付採用制度の導入に向け、都の実情を踏まえつつ、下記により条例・規則等の整備を行っていくことが適当である。

### 記

- 1 任期付職員法第4条に基づく新たな任期付採用制度の適用対象者、任期及び給与以外の勤務条件の取扱いについては、平成16年8月1日付け総務省自治行政局公務員部長通知「地方公務員法及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部を改正する法律の運用について」等を踏まえ、定めること。
- 2 給与については、その職責等を勘案し、以下のとおりとすること。
  - (1) 給料月額は、行政職給料表（一）I類Bの初任給と同額とすること。
  - (2) 新たな任期付職員に支給する手当は、任期の定めのない職員等に支給される手当を考慮して定めること。